

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 1 日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度鳥取県若年層向け献血普及啓発業務

(2) 業務内容

令和 7 年度鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の別添 1 「鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで

(4) 予算額

金 3, 8 1 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独事業者に関する要件

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 5 0 7 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

(イ) イベント・広告・企画の広告・広報

(ウ) イベント・広告・企画の映画・ビデオ制作

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 7 年 6 月 1 8 日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより実施要領 1 5 の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに実施要領 1 5 の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 1 7 日付出第 1 5 7 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

(2) 共同事業体に関する要件

構成団体が共同して本件業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

ア 共同事業体のすべての構成員が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

(イ) イベント・広告・企画の広告・広報

(ウ) イベント・広告・企画の映画・ビデオ制作

なお、本プロポーザルに参加を希望する共同事業体の構成員であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿

（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年6月18日（水）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより実施要領15の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに実施要領15の場所に必ず連絡すること。

イ 各構成員は、上記（1）の要件ア、ウからオ及びキの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

3 評価方法

企画提案書等の評価は、鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託プロポーザル審査会において、別添2「令和7年度鳥取県若年層向け献血普及啓発業務委託に係るプロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき行う。

(1) あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点する。各審査員の評価点（100点満点）を集計し、その合計点数により順位付けする。最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。審査の結果、同点の場合は、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ないほうから提案者の順位をつける方法）により、最も高い順位の者を最優秀提案者として選定する。順位点も同点の場合は、経費の金額が最も低い提案者を採用することとする。

4 手続き等

(1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課 保険医療指導担当 中田

電話 0857-26-7189／ファクシミリ 0857-26-8168

電子メール iryoku-hoken@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、本県調達の公告日から令和7年7月9日（水）までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/>）から入手するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領3のとおり直接交付する。

5 参加表明書等及び企画提案書の提出

（1）参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7年6月24日（火）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに、実施要領4（1）に掲げる有効な提出書類を実施要領14の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、実施要領14の場所に事前に電話連絡すること。

（2）企画提案書の提出

上記（1）に掲げる有効な参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和7年7月9日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに実施要領6（1）に記載する企画提案書等を作成の上、実施要領14の場所に持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて実施要領14の場所に事前に電話連絡すること。

6 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行う。

（1）日時 令和7年7月（予定）

（2）場所 鳥取県庁内会議室（予定）

（3）プレゼンテーション持ち時間 20分以内（厳守）

※プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を10分程度設ける。

（4）その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合には、別途参加表明者に通知する。

7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 スケジュール

令和7年6月11日（水）	募集開始
令和7年6月18日（水）正午	競争入札参加資格登録申請期限
令和7年6月24日（火）	参加表明書提出期限、質問の受付期限
令和7年6月30日（月）	質問への回答期限
令和7年7月 9日（水）	企画提案書の提出期限
令和7年7月	（別途通知）審査会、審査結果通知→契約締結

10 その他

（1）次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 5（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

（2）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

（3）その他

ア 詳細は、実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

（4）暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。